

## 北海道PCB廃棄物処理計画委員会（第2回）開催結果

日 時 平成17年 3月16日（水）10:00～11:55

場 所 かでる2・7 1050会議室

### 1 開会

《事務局》

開催に当たり、当委員会の田中会長が先週、突然ご逝去されたことを報告。

《挨拶》 北海道 田中循環型社会推進課長

年度末のなにかとお忙しい中、お集まりいただき感謝申し上げます。

本委員会の会長である田中信壽様におかれては、3月10日に逝去された。誠に哀悼痛惜のきわみに耐えないところ。田中先生は、廃棄物処分工学分野において、北海道内のみならず日本における第一人者として、様々な廃棄物問題に関して、ご活躍されていたところ。PCB問題に関しても、北海道における処理の基本方針策定段階、そして、PCB廃棄物処理計画の策定まで、常に検討の中心的役割を担っていただいた。本委員会のほか、道の環境審議会、環境影響評価審議会、廃棄物処理施設専門委員会などの委員を歴任され、道の環境行政の推進に当たり、多大な貢献をされた。ここに、謹んでご冥福をお祈り申し上げたい。

さて、本委員会は、昨年11月に第1回目の会議を開催させていただき、北海道PCB廃棄物処理事業の経緯や道の「PCB廃棄物処理計画」の変更についての基本的な考え方などについて御説明し、変更にあたっての御意見をいただいたところ。その後、本年2月に、パブリックコメントを実施し、今般、これらの意見を踏まえて、変更案を作成したところ。

本日は、まず、昨年12月に操業を開始した「北九州PCB廃棄物処理事業」について、日本環境安全事業(株)から報告をいただき、その後、道のPCB廃棄物処理計画の変更案や環境モニタリングの考え方などについて、ご意見をお伺いしたい。

《事務局》

委員会の議事に入る前に、進行についてお諮りする。

前回の委員会で、会長職務代理者として穂積委員にお願いしていたところであるが、本日、穂積委員欠席のため、事務局としては、環境モニタリング部会長の太田委員に座長をお願いしたい。

（異議なし）

太田委員、お願いします。

《太田委員》

議事に入ります。

事務局から、本日の資料の確認を。

《事務局》

（配付資料の確認）

### 2 議事

（1）北九州PCB廃棄物処理事業について（日本環境安全事業(株)北海道事業所 江口管理課長より、パワーポイント、ビデオにより説明）

日本で最初となるPCB廃棄物の広域処理事業である北九州事業が昨年12月から処理を

開始。その状況を報告。

現在、第1期工事で、北九州市内のPCB廃棄物1日当たり0.5トン処理する施設。  
全体の処理工程、収集運搬の状況について説明。

#### 質疑応答

Q 運搬途中で、万が一、事故が起こったときは、誰がどのように対応するのか。運搬事業者、JESCOはどのような対応を取るのか。

A 北九州事業の場合、収集運搬車両にGPSを登載しており、長く停車している場合など、事故なのか、単に休憩しているだけなのかなどの情報が、JESCOに入るようになっている。事故の発生時には、緊急連絡網で、地元の警察、自治体に連絡。収集運搬車からも連絡できるようになっている。収集運搬車には、運搬しているPCB油量以上を吸収できる吸収剤を積むことになっているので、基本的には、漏れたものについては、その場で応急処置できるようになっている。道路管理者、河川管理者などへの連絡網を整備していると聞いている。(JESCO)

Q 北九州事業の場合、運搬経路は決めているのか。

A 基本的に、メインルートは、北九州市役所と話をして選定している。(JESCO)

Q 北九州事業の場合、船舶輸送はあるのか。

A 北九州事業の場合、今、第1期ということで、北九州市内分のみので処理事業となっている。今は、船舶使用はない。トラック輸送のみ。だが、2期事業は17県分となり、沖縄県も含まれるので、船舶で運ばれることになる。直接、北九州市まで運ぶのか、鹿児島まで持ってきて運ぶのか、まだ、決まっていない。(JESCO)

Q 北海道事業では、収集運搬に係るマニュアルを作ることとしているが、北九州の場合は作っているのか。

A 国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」が基本となっている。そのほか、JESCOで収集運搬車両について入門規制として条件を出している。GPS登載、保険加入など、入門許可書の中で整理している。「PCB収集・運搬ガイドライン」とは違うが、会社として、規制をしている。(JESCO)

道では「収集運搬実務要領」を策定することとしている。このような動きは、今のところ北海道だけ。(道)

#### (2)「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更について(道 柴田主幹)

「資料1「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更に係る検討経過」により、昨年11月第1回委員会以降の本委員会での処理計画等の検討の経過を説明

「資料2「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(変更案)についての意見募集結果」により、本年2月3日から3月4日までに実施したパブリックコメントの結果、市町村からの意見の結果、対応状況について説明。

「資料3「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(変更案)」により、本委員会委員、パブリックコメント等による修正内容について説明。

#### 質疑応答

Q 道内分のPCB廃棄物の収集運搬・処分に関する年次計画が示されているが、どれくらいの頻度で運ばれるのか、イメージがわからない。1日10台なのか、1月に1台なのか。GPSでフォローするにしても1日10台をフォローしなければならないのか。

A 北海道事業は、1日あたりPCB量で1.8トン処理できるという施設である。運ぶものによって異なるが、感覚的には、1日当たり数十台。処理したものを出したり、リサイクルするものを出したりすることもあるので、処理するものを持ってくるということであれば数台だと思う。(JESCO)

Q 道内分はわかるが、道外分はどうか。

Q 処理をきちっとやっていけるのかというのは、普通は、これくらいの処理量があれば、年間でどれくらいやっていくという図が出てくる。この計画に記載するというではないが、その辺が必要なのではないか。

A 今から、細かな年次計画は立てられないので、毎年度実施計画を立てて公表していくことを計画の中で明記している。その中で、どのエリアのどんなものをどういう形で処理していくのかを明らかにしていきたい。(道)

Q 収集運搬のルートを公表するという事は、重要なことと思うが、市民に一番重要なのは、どこからどこへ、どこを通過して、いつ来るかだと思う。これも事前に公開しない限り、安心できない。その辺の情報も公開すべき。

A 運搬計画を事前にオープンにしていくということについて、検討させていただく。

JESCO、受け入れる側でも、いつどれくらいのものが来るのかについて把握しておかなければ、いつでも門を開けていて受入れるということにはならないので、北海道事業全体として、事前に、情報センターを通じて、情報を出していきたい。(道)

Q 意見募集結果の意見に対する道の考え方で、この中ですべてを盛り込むことは難しいと思うが、意見の提出者は具体的な事柄を求めていると思う。

たとえば、適正保管について懸念している方が多い。「保管事業者を指導し」、「立入検査を実施し」との回答であるが、もっと具体的に、どの程度の期間、どの程度の頻度で、現在実施しているのか、これから実施するのか、具体性のある回答の仕方をした方が良いのではないか。そうでなければ、意見の提出者は納得しがたいのではないか。

搬送計画についても、計画を立てるのは当然であろうが、いつどのようにという具体性がないと、わかりにくい。ここに全部入れてくださいということではないが、各委員会でこれから検討されると思うが、なるべく具体的な論議を進められるよう、お願いしたい。

また、JESCOからの情報、この事業を進める上で大きな要因となるのではないか。確かに、運搬するのはJESCOではないが、受け入れるのがJESCOであるので、他地域での状況について、細かく把握して、的確に進めていただきたい。

A 意見募集結果の意見に対する道の考え方については、詳細に記載できるところについては、詳細に記載して対応していきたい。

情報の具体的な提供に関しては、新年度早々に、地域住民も参画し、関係機関が一同に介する「(仮称)PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」を立ち上げて、その中で、具体的な情報について、地域に提供していければと考えている。(道)

Q 現時点で、どこで誰がどれだけ持っているかということについては把握しているが、処理、収集運搬に費用が伴うものであるため、いつ処理をするかは、会社や個人の事情で異なる。

収集運搬を効率よくするというのは、いろいろな検討をされていると思うが、PCB処理情報センター、あるいは、北海道庁が指導的役割を持って、15県の責務という形で指導されていく。ただ、指導をしていくのであって、各事業者はお金を払わなければならないので、いつ処理すると決めても、強制的にはできないであろう。北九州の経験を踏まえて、各県にまたがる場合に、難しい点があると思う。具体的に、いつ、何県から、いくつというのは、なかなか言い切れないと思う。PCB処理情報センターを含めて効率的な処理が行えるよう徹底を図っていただきたい。ただ、強制はできないという点で、理解しなければならない。

変更案の中で、PCB廃棄物という言葉で統一しているが、はっきりさせておいた方がよいと思うのは、今回の北海道事業では、高圧トランス・コンデンサといったPCBを多量に含んでいるものの処理を行うものである。日本からPCB廃棄物をなくすというのが最終目標。ところが、PCBにわずかに汚染されたものが世の中に存在している。処理計画（変更案）では、安定器などの高圧トランス・コンデンサ以外のものについて、基本原則として、道及び15県の安定器等や他のPCB廃棄物について、北海道で処理するというのか、早期に処理ができるように国に要請していくというのか、文章はそのままでも仕方がないが、具体的に考えはあるのか。

A 変更案の3頁の「計画策定の基本的方向」で、「北海道内及び15県に存在するPCB廃棄物は、設置されている自社処理施設で処理するものを除き、室蘭市内に設置が予定されている広域処理施設で処理を行うことを基本とする。」と記載している。道としての基本的な考え方である。処理事業が具体的に進められている高圧トランス・コンデンサについては、先に進めていただき、基本的考え方に沿って、安定器等についても、室蘭の広域処理施設、場合によっては施設の新設等が必要となると思うが、そこで処理をしていただくというのが基本的な考え方である。（道）

Q 適正処理の推進方策のところ、道内分の処理の年次計画はわかるが、15県分の処理の年次計画は記載しなくて良いか。それとも別のところに書いてあるのか。

A 変更案は3部構成になっていて、1部2部が北海道事業全体についての視点でまとめている。3部については、北海道内に関することを中心に記載している。全体の処理量は2部に記載しているが、各県の具体的な処理年次については、法律でそれぞれの都道府県が処理計画を策定することとなっており、その処理計画については、各県で策定されていない状況。各県のエリアごとの収集運搬の考え方や年次については、各県の処理計画の中で、明らかにされてくる。15県については、来年度に処理計画が策定される予定である。

Q それを統括するのが、PCB処理情報センターか。

A 15県との広域協議会の場で取りまとめ、円卓会議、PCB処理情報センターで提供していくことを考えている。（道）

Q 収集運搬の検討部会を立ち上げるという話もあったが、そのようなことも含めて、今後どのような進め方をするのか。

A 処理計画については、本日、意見を伺って、その御意見を踏まえて見直しをして、決定まいりたい。可能であれば、3月末までに、変更計画として取りまとめたいと考えている。

モニタリング計画、収集運搬実務要領の策定に関しても、部会を設置して検討していただくということで委員会に諮っており、モニタリング計画策定部会については、後ほど説明するが、収集運搬の方については、部会で検討いただく実務要領の検討素案の作業が遅れてお

り、部会を開けない状態となっている。3月末までに素案を作成し、新年度に入ってから部会を開催したいと考えている。(道)

ただ今の説明に対し、さらに意見のある場合は、3月中に、直接事務局の方へ提出されたい。

(3) 北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画について

「資料4 北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画の検討について」により、モニタリング計画検討部会での検討経過、北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリングの基本的考え方について説明。

Q 排水がないのに、生活排水を測ることの意味がよくわからない。

PCB処理施設でPCBを測るのは当然だが、ダイオキシン類を測ることの意味、どうしてなのか。

周辺環境について、測れば安心なのかもしれないが、排出地点の頻度、連続測定と書かれているが、年4回の測定だけでいいような気がする。

ダイオキシン類については、一般環境測定のデータはたくさんあるが、PCBの大気データはあるか。つまり、比較ができないのではないか。

A 排水については、安全性を確認するという意味合いで、工程排水から出ないということであるが、確認をするということで、生活排水、雨水排水について、チェックをしていきたいと考えている。

Q 生活排水が出てくるというのは、どういう経路が考えられるのか。

A 施設にPCB廃棄物を搬入した場合、容器に入れて運び込むことから、漏れる可能性はないと考えられるが、念のため、確認のためモニタリングを行う。

ダイオキシン類の測定については、ダイオキシンの中にコプラナーPCBが含まれるので、あわせてモニタリングすることとしている。

また、一般環境において、ダイオキシン類は測定しているが、PCBについては測定していない。バックデータがないので、作業前からモニタリングを行い、作業後、どのように変化するかを確認することとしている。(道)

Q 八王子の小学校の児童が、蛍光灯が破裂してPCBを浴びたときに、手を洗ったり、シャワーを浴びたりした。生活排水の中に、KC300と思われるPCBが浄化槽で検出された。その場合、わかっていて測定したのであるが、誰かが気がつかずに、生活排水に入る可能性が全くないわけではない。測っておくということは必要なことだと思う。

また、雨水については、ちょっとこぼれたりしたものが、雨水配水管を通じて出て行く可能性が全くないわけではない。堤外に出て行く経路は、押さえておいていただきたいと思う。

確認であるが、排気口からのモニタリングは、連続測定であれば、一番望ましい。平均値であったとしても、朝から晩まで1日採ったデータが確実にわかっているならば、周辺の住民も安心できる。随時の立入での測定はそのとき良かったかもしれないが、それ以外はわからないので、不安になる。

A 連続というのは、排気口からではなく、大気環境上の連続測定である。公定法としては、1週間連続測定をして、年4回で評価することとしているが、常時吸引をして濾紙上にPCBを捕捉しながら測定する方法は、試験的に、いろいろな地域で実施されているという情報

もあって、それについて検証して導入できるものであれば、採用することも考えたいという趣旨で記載している。(道)

Q 排出源のところが一番大事だと思う。

A 排出口からの常時監視というのは、連続測定ではないが、日本環境安全事業(株)が常時測定をするということを計画している。測定結果は、PCB処理情報センターに出てくることになるかと思う。(道)

3月24日に入札を行うので、どういう施設ができるかというのはわからない。北九州事業では、排気口の数結構ある。測定器が1台なので、それぞれの排気口から測定器に引っ張って、それを切り替えて測定しているので、連続で測定しているわけではない。

入札の後、排気口の数や排水口がどのようになるのか、基本設計を経て決まる。(JESCO)

#### (4) 北海道PCB廃棄物処理事業の今後のスケジュール等について

「資料5 北海道PCB廃棄物処理事業の今後のスケジュール」により、PCB廃棄物処理計画、15県との調整等について、説明。

Q 保管事業者に徹底をしていただくということがこれから大事になっていくと思うが、2月に行った保管事業者向けの説明会は、北海道がやったのか。ほかの15県はどうか。

PCBの汚染の状況から考えて、保管している状況でも排出ゼロではない。事業者のどのような説明をされたのかわからないが、保管していればゼロのリスクかということそうではないということを示せるように、セミナー等の普及啓発を行っていただきたい。保管事業者としての責務をうまく説明していただきたい。

A 札幌地域と室蘭地域の2地域で全道の保管事業者を対象に行った。ご指摘のとおり、きちんとした保管をしていただきたいという説明を行った。処理が今後具体的に動くということ、処理料金のことについても説明を行った。

また、17年度に入っても、説明会を行う地域を拡大して、説明会を行うことを考えている。

15県については、それぞれの県の方で、順次説明会を企画して開催されていると聞いている。第3回の広域協議会で、説明会の開催の情報をまとめていきたい。(道)

Q 説明会の資料をいただきたい。

A 後で送付する。(道)

Q 本委員会の今後のスケジュールはどうなっているのか。

A 新年度に入って、モニタリング計画についての具体的な検討がまとまった段階で、開催したい。その時期は、夏頃の見込み。(道)

#### (5) その他

次の開催については、開催の目処が立った段階で日程等を調整させていただく。

この委員会の任期が3月31日で切れる。引き続き、委員の皆様をお願いしたいと考えている。新年度に入って委嘱の手続きを再度お願いする。会長席が空いているので、新たに委員会を開く際に、ご相談をさせていただきたい。